

水道の水質基準等の改訂方針案について

水道水に関して次の2点の見直し等を行い、令和3年4月1日から適用する。  
 なお、詳細は資料1参考（詳細資料）のとおり。

1. 農薬の目標値の見直し等

- 次のとおり、水道水の農薬の目標値の見直し及び新規設定を行う。

農薬名	新評価値	現行評価値	対応方針
カルボフラン	0.0003 mg/L	0.005 mg/L	強化
ベンフラカルブ	0.02 mg/L	0.04 mg/L	強化
バリダマイシン	0.9 mg/L	(なし)	新規設定

[理由]

- ・ 内閣府食品安全委員会により公表されたこれらの農薬の食品健康影響評価の結果に基づき水道水の目標値を計算したところ、現行の目標値と異なる結果が得られたため。

2. 要検討項目への新規追加

- 有機フッ素化合物の一種である「ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)」を、新たに「要検討項目」(※)に追加する。

※ 毒性評価が定まらない、浄水中の存在量が不明等により、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の何れにも分類できない項目であり、情報・知見の集積に努めるもの

[理由]

- ・ PFHxS は、本年7月に予定されている「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)の締約国会議で、世界的な製造・使用等の禁止が決定される見込み。また、国内の水道水の原水等からも検出されている。
- ・ こうした状況を踏まえ、要検討項目に追加し、有害性評価や検出状況に関する情報・知見の収集に努めていくことが適当であるため。

(参考)水道水の水質基準等の体系図

